

この印刷物は再生紙を使用しています。

No.53
2007年10月発行

淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.53

2007年10月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail: yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統管理事務所/猪名川河川事務所/
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



CONTENTS

委員会

●第57回委員会	8月 9日(木) P. 1
●第58回委員会	8月29日(水) P. 5
●第59回委員会	9月 5日(水) P. 9
●第60回委員会	9月11日(火) P.13

視察

●高時川・琵琶湖ルート	8月24日(金) P.17
●猪名川・淀川ルート	8月27日(月) P.18
●桂川・宇治川・琵琶湖ルート	8月31日(金) P.19
●木津川ルート	9月 3日(月) P.20

このニュースレターは委員会の開催結果をお知らせするものです。

第57回委員会

- 開催日時：2007年8月9日（木）9:30～12:50
- 場 所：大阪会館1階 A+B+Cホール
- 参加者数：委員19名 河川管理者（指定席）20名
一般傍聴者（マスコミ含む）280名



1. 決定事項

- 委員の互選により、流域委員会委員長に宮本博司委員が選任された。また、委員長の名指により、副委員長は川上聡委員、山下淳委員に決定した。
- これまでと同様に運営会議を開催することが決定した（当面の出席委員は委員長、副委員長）。

2. 挨拶、委員の紹介

- 今本前委員長より、芦田元委員長、寺田元委員長および今本前委員長ご自身からの第3次流域委員会へのメッセージが紹介された後、近畿地方整備局谷本河川部長より委員会再開にあたっての挨拶がなされた。その後、配付資料「委員紹介資料」を参考に委員の紹介がなされた。主な内容は下記の通り（例示）。
- 第3次流域委員会のみならず、新たな河川整備計画原案への意見書を作成する上で、流域委員会の提言や意見書を役立てて頂くよう、お願いしたい。特に「住民意見の反映」と「モニタリングによる計画の持続的改善」が重要だと思っている（芦田元委員長からのメッセージ）。
- 第3次流域委員会におきましても、「淀川モデル」の核心を継承して頂くよう心からお願いしたい。流域委員会の審議方法や運営方法については、河川管理者には発言権や提案権はない。委員の皆様にはこのことを十二分にご認識頂き、的確なる判断と行動をお願いしたい（寺田元委員長からのメッセージ）。
- 流域委員会の背景には委員と河川管理者との協調があったが、実質的には河川管理者が新委員を選出するという不透明さと不信感を残した。淀川モデルの根幹を継承することによって不信を払拭し、河川法改正の趣旨を反映した整備計画の作成を強く希望している。御用委員会には決してならないで欲しい（今本前委員長からのメッセージ）。
- 整備計画は、整備の順番や管理方法、日々の整備について具体的に書き込むもので、委員、地域住民、自治体のご意見を精力的に伺いながら、一日も早く作り上げたい。目標としては今年度中に整備計画基礎案を法律に定められた整備計画にしたいと考えている。そのためにも、河川管理者自身も新たな工夫やチャレンジをしていきたい。流域委員会には、実りの多い、効率的な審議をよろしくお願いしたい（谷本河川部長）。

3. 審議の概要

①委員長の選出

- 第3次流域委員会の新委員長の出選が行われた。出席委員による推薦と投票の結果、流域委員会委員長として宮本博司委員が選任された。なお、委員長選出は、委員の審議の結果、下記の要領で執り行われた。
- 推薦により新委員長を決定する。推薦により決定しない場合は、候補者を限定せずに無記名投票を行う。候補者が過半数以上を得た場合は、本人に委員長就任の意志を確認した上で、当選者とする。

②宮本新委員長の挨拶

微力ながら精一杯委員長を務めたい。長良川河口堰建設所長を務めていた際に、全国的な反対運動がおき、河川行政への不信感が蔓延した。明治時代の枚方洪水を契機に河川法ができ、高度成長期になって新河川法ができた。当時は建設省への国民のコンセンサスもあったと思っているが、その後、単純な洪水対策と水資源対策だけでなく、自然環境対策等のさまざまな価値観が現れ、「国土交通省だけに任せるのではなく、住民にも言いたいことがある」という声が大きくなった。その一方で、国土交通省はそれまでのやり方で行政を進めたために、さまざまな軋轢が生じた。それが一気に噴出したのが長良川河口堰だったと思っている。こういった流れの中で「河川管理者が勝手にやらない」と位置付けたのが平成9年の河川法改正だと理解している。淀川河川事務所長として流域委員会を立ち上げる際、河川行政への不信感を払拭する必要があり、そのためには「キャッチボール」をしないと不信感は払拭できないと考え、流域委員会準備会議を作り、委員会の独立性、公開性、住民意見聴取、民間企業による事務局（庶務）という淀川モデルの骨格が決まった。第3次流域委員会の委員は、これまでと違って、最終的には河川管理者が決定したため、住民の中には「御用委員会になるのではないか」という不信感もあると思うが、そういった批判を受けたくないような運営をしていきたい。河川部長を務めていたときに、職員に対して「隠さない、ごまかさない、逃げない、嘘を

つかない」の4つの当たり前のことはきっちり守っていくと述べた。この4つを自分の信条として流域委員会を運営していきたい。自治体、地域住民、河川管理者と緊張感のあるネットワークをつくり、これからの河川整備に寄与していきたい。

③河川管理者からの説明

河川管理者より、審議資料4-1-1～4-4-2を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○淀川水系流域委員会の任務（要請）について

- 委員会の任務が、河川管理者が説明した2つに限られるなら、規約を改正する必要があるのではないかと。→規約は委員会が決めるものであり、河川管理者が規約改正を求めているものではない（河川管理者）。
- 規約の改正は必要なく、流域委員会の目的も変わらない。その中で、特に要請された2つの項目は河川管理者として重点的に議論して欲しい項目だと理解してよいか（委員長）。
- その通りだ（河川管理者）。
- 第3次流域委員会では、従来のように流域委員会が意見書（答申）をまとめるのではなく、河川管理者が委員の意見を順次受けて整備計画原案を作成していくという流れになるのか。
- 整備計画原案の策定に向けては専門分野の知識が必要となるので、委員から専門的な意見を頂きたい。委員会としての意見のとりまとめ方は、委員会で議論していただくことだ（河川管理者）。
- 河川管理者が原案を示し、委員会に意見を述べて頂くという従来の通りのやり方をイメージしている。通常の委員会で頂く委員の意見も積極的に取り入れていきたい（河川管理者）。

○淀川水系河川整備計画の構成（たたき台）について

- 河川整備計画原案はいつ示されるのか。その際には基礎案と原案の比較資料があった方がわかりやすい。
- 8月中旬に整備計画原案を委員会に示したい。基礎案との比較資料についても対応する（河川管理者）。
- 第2章「現状の課題」をどう捉えるかによって、3章以下の内容が大幅に変わってくる。まずは第2章をできるだけ早く提示してもらい、議論をしてはどうか。
- リクエストに応えるよう取り組みたい（河川管理者）。

④今後の進め方について

- 審議の体制（部会やWG設置）については「現状の課題」の共有を経た上で委員会で決めたい（委員長）。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
- 現在、淀川左岸線について、地元住民と行政でやりとりをしている。スーパー堤防の中にトンネルを通す案もあるので、流域委員会でも議論して頂きたい。
- 「地元の河川はこうなって欲しい」という夢を持って傍聴している。一般傍聴者は委員を威圧しようとは思っていないので、委員には積極的に意見を述べて欲しい。意見書や提言は住民の意見等を聴きながら委員自身が作成してきた。ただの諮問委員会の意見書と思わずに、原案審議に活かして欲しい。
- 小委員会での基本方針についての議論が議事録として公開されていないのに、何が河川整備計画か。基本方針の内容がこれでよいのか、住民に問いかけてほしい。基本方針差し戻しに向けた議論をしていただきたい。
- 重要な会議にもかかわらず、局長が出席していないことに抗議したい。河川管理者は旧態の体制に戻ろうとしている。第3次委員には期待している。6年間の議論を踏まえて透明性のある議論をお願いしたい。
- 河川管理者が示したスケジュール案は流域委員会を舐めていると感じた。これでは、委員会を休止したのは委員に十分な整備計画原案の議論をさせないためだと思われる。それでも委員会がこのスケジュール案で審議を進めるのは大変立派だと思う。河川管理者が示した考え方は、基本方針の丸写しなので、委員には基本方針についても勉強して欲しい。

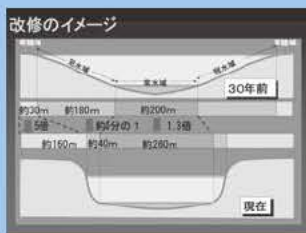


第57回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料4-2より

第57回委員会では、審議資料4-2「淀川の現状と課題」を用いて、河川管理者より報告がなされた後、意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○環境



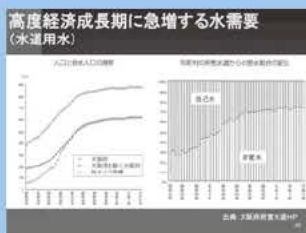
○治水



戦後の代表的な洪水被害の状況

河川名称	河川	被害状況
淀川	淀川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 200名、被害総額 約100億円
阿蘇川	阿蘇川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
宇治川	宇治川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円
大井川	大井川	上野地区で洪水被害 約1000戸、死者 100名、被害総額 約100億円

○利水

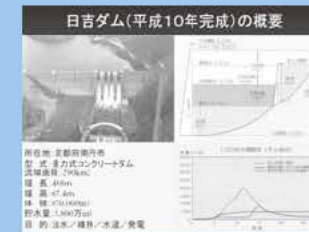


(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○利用 (河川敷・水面の利用)



○既存ダム



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R57-A
報告資料1	第56回委員会 (2007.1.30) 以降の会議開催経過について	R57-B
委員紹介資料	委員名簿	R57-C
審議資料4-1-1	淀川水系流域委員会の経緯について —河川管理者提供資料—	R57-D
審議資料4-1-2	淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え —河川管理者提供資料—	R57-E
審議資料4-1-3	淀川水系流域委員会の任務について (要請) —河川管理者提供資料—	R57-F
審議資料4-2	淀川の現状と課題 —河川管理者提供資料—	R57-G
審議資料4-3-1	河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方 —河川管理者提供資料—	R57-H
審議資料4-3-2	淀川水系河川整備計画の構成 (たたき台) —河川管理者提供資料—	R57-I
審議資料4-4-1	河川整備計画策定に係るスケジュール (案) —河川管理者提供資料—	R57-J
審議資料4-4-2	現地視察行程案 —河川管理者提供資料—	R57-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R57-L
参考資料2	淀川水系流域委員会規約	R57-M
参考資料3	淀川水系河川整備計画基本方針 (案)	R57-N

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧ください。P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第58回委員会

- 開催日時：2007年8月29日（水）16:30～19:45
- 場 所：京都市勧業館みやこめっせ B1階 第1展示場 A面
- 参加者数：委員16名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）202名



1. 決定事項

- ・9月はスケジュール通りに委員会を開催する。配付資料は事前に送付し、各委員会の説明内容も事前に知らせる。欠席した委員には、河川管理者と庶務でフォロー（会議概要の説明等）を行う。
- ・審議資料4「淀川水系の現状と課題」については、第59回委員会にて審議する。質疑や課題点があれば、庶務に意見を提出する（9/3締切）。
- ・運営会議の傍聴について、一般傍聴可（発言は不可。会場に合わせた人数制限有）とする。

2. 報告：庶務より第57回委員会(07.08.09)以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

①淀川水系河川整備計画原案について

河川管理者より、配付資料「淀川水系河川整備計画原案について」、審議資料1-2「淀川水系河川整備計画原案 基礎案 比較表」、審議資料2「河川管理者からの説明項目と所要時間」について説明がなされた。

②今後の審議の進め方について

審議資料3「検討スケジュールについての委員からの意見」を参考に今後の審議の進め方について検討がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・第87回運営会議にて、河川管理者の要請に応えるために精力的に委員会を開催したいと考え、9月中の委員会開催日を決定した。ただ、委員から「委員就任要請時の河川管理者から説明では、会議は月1～2回程度の開催予定という説明を受けた。月5回開催では出席したくても出席できない。再考してほしい」といった意見が寄せられた。今後、どのように審議を進めていけばよいか、ご意見を頂きたい（委員長）。
- ・あらかじめ、各委員会での説明内容を示してもらい、配付資料もこれまで以上に早めに配布して欲しい。また、出席できなかった委員会の補充説明をお願いしたい。
- ・整備計画原案には具体的なコストや整備のスケジュール等が示されていない。河川管理者によれば、原案の説明に15時間が必要とのことだが、3時間程度で説明できるのではないかと。
 - 今後の説明の中で、コストやスケジュールといった量的なものについても説明していく（河川管理者）。
- ・河川管理者は、原案審議に必要な時間をどの程度で見積もっていたのか。
 - 当初は、専門分野に分かれた審議を並行して行い、9～10月までに原案の説明を終えた後、委員会で意見の集約等をして頂くという流れを想定していた。原案の説明時間（15時間）は、再説明も含まれているので、多めに見積もられている（河川管理者）。
 - 15時間の説明は、整備計画原案の内容を密に説明するために必要な時間だ。このため、これまでの意見交換の積み上げや原案と基礎案で重複している部分を省けば、説明時間は短くなる。まず原案を見て頂き、委員から重点的に説明すべき箇所を教えてくださいというやり方も可能だろうし、最初に原案の概要を説明してから必要に応じて説明を追加するというやり方もできるだろう（河川管理者）。
- ・委員会に出席できない委員は必ず出てくる。委員の認識に差が生まれて議論できないという状況もあり得る。欠席委員へのフォローは可能なか。
 - 欠席した委員の希望に添えばよい。書面による説明でよければ書面で説明し、河川管理者からの説明が必要なら直接説明をしてもらえばよい。
 - 基本的には、欠席した委員のご都合に合わせて説明に伺うようにする。質疑に即答できない場合は後日対応というケースが出てくるかもしれないが、その点はご了承ください（河川管理者）。
- ・とりあえず、スケジュール通りに委員会を開催してはどうか。まずは原案の全体を説明してもらい、個別の説明の中で問題が出れば柔軟に対応していくということだろうか。
 - 9月はスケジュール通りに委員会を開催する。配付資料は事前に送付し、各委員会での説明内容も事前にお知らせする。欠席した委員については、河川管理者と庶務でフォローをする。10～11月の委員会については、早めに日程を抑えておく必要があるため、全委員に日程確認をした上で運営会議でスケジュール案をつくり、委員に諮る（委員長）。
 - 原案の説明では、軽重をつけて効率的な説明をするということでしょうか（河川管理者）。

→それでよい。不足点や質問事項があれば、あらためて説明をお願いする（委員長）。

- ・原案の審議は非常に重要だ。基礎案と大きく違っている部分もあるので、かなりの審議が必要になる。12月中の意見提出を目標とするが、河川管理者には徹底的に説明責任を果たしてもらいたい。制限時間が来たからといって審議を打ち切るといったことだけはやめて頂きたい（委員長）。
- まさに委員と河川管理者の信頼関係の話だ。河川管理者から一方的に時間切れを宣告できるはずがない。信頼関係を持って、きちんとやらして頂きたい（河川管理者）。

③淀川水系の現状と課題について

河川管理者より、審議資料4「淀川水系の現状と課題」について説明がなされた後、委員より「淀川水系の現状と課題—継続委員の認識—」について説明がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・新しい川との関わり方（ブラックバス放流、4WD車による河川への進入、水上バイク等）が問題を引き起こしているという点も追記していただきたい。
- バイクやラジコン等の利用面における課題については書かせてもらっている（河川管理者）。
- ・住民の川の生き物に対する考え方や意識に関する資料はないか。
- 川の生き物に関する住民へのアンケートはできていない。今後そういった取り組みが必要ということであれば、ご意見を頂きたい（河川管理者）。

④その他

一般傍聴者の効果的な意見の聴き方（どのタイミングで聴くか等）について運営会議で審議して頂きたい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・現地視察については一般参加可能なか。喜撰山ダムの視察してほしい。河川整備計画原案では津波について大きく取り上げられていない。「川を流域住民がとりもどすための全国シンポジウム 意見書」について、可能な範囲で河川管理者の回答をお願いしたい。
- 現地視察は一般参加も可能だが、移動手段の手配等はできない。自助努力で参加頂きたい（委員長）。
- ・河川管理者の想定している審議スケジュールが乱暴だ。これを受け入れる流域委員会もどうか。整備計画原案を短時間で審議してしまうのはあまりにも乱暴過ぎる。審議スケジュールを見直して欲しい。
- ・基本方針検討小委員会は、治水の目標数値である基本高水、元の工事実施基本計画の数値をほとんどそのまま踏襲するような決め方をしている。ピーク流量分の最大流量値をもって基本高水流量としているのがほとんどで、これは確率論からすれば完全に間違っただけ（参考資料1 No774）。委員会には、これは間違っただけであると認識して頂いた上で、今後の審議を進めて欲しい。
- ・整備計画原案の内容がいかげんだ。委員会はまともな原案を河川管理者に出させてから審議して欲しい。例えば、塔の島は瀬田川ではなく宇治川だ（審議資料1-1 P62）。宇治川については地域住民や観光協会等の意見を踏まえた内容になっていない。また、これまでの塔の島地区の河川整備の反省がなされていない。委員会には、調査検討のため十分な審議ができていない宇治川に関する集中的な審議をお願いしたい。
- ・流域委員会のこれまでの審議や意見が整備計画原案には反映されていない。原案には「新たな川づくりを目指す」という考えが込められていない。委員会には、ゼロからの審議という覚悟を持って審議をして欲しい。
- ・委員会には緊張感を持った議論をして頂きたい。傍聴者は委員を評価しながら聴いている。欠席委員については、ビデオと配付資料を送付してはどうか。欠席委員はビデオを見て自らフォローして欲しい。整備計画原案の出来が非常に悪い。基本方針は論理性を持っているが、原案は不誠実であり、論理性にも欠いている。河川管理者には「淀川を世界一の河川にする」という気概を持って頂きたい。また、河川管理者には原案の作成に必要なだけのバックグラウンドの資料も提出して頂きたい。
- ・新規委員公募時には月1～2回の開催予定という説明だったが、原案の説明に15時間必要だという理由を河川管理者は説明する必要がある。整備計画原案は「余野川ダムは30年以内に実施時期を検討する」というように思える。重要な変更点なので、マスコミも取り上げて欲しい。基本方針に関する議論もして頂きたい。



第58回委員会の説明資料より抜粋

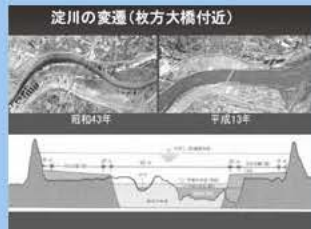
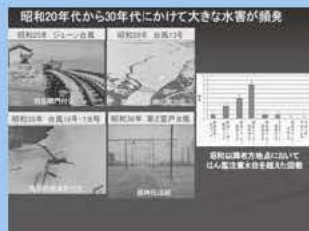
■審議資料4より

第58回委員会では、審議資料4「淀川水系の現状と課題」を用いて、河川管理者より報告がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○人と川との繋がり



○河川環境

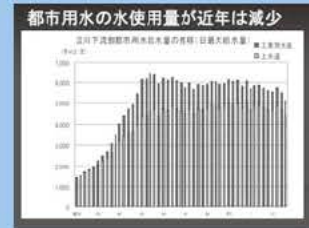


○治水・防災

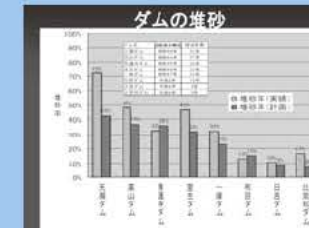


(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○利水・利用



○維持・管理



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R58-A
報告資料1	第57回委員会(2007.8.09)以降の会議開催経過について	R58-B
審議資料1-1	淀川水系河川整備計画原案 一河川管理者提供資料一	R58-C
審議資料1-1(補足)	淀川水系河川整備計画原案について 一河川管理者提供資料一	R58-D
審議資料1-2	淀川水系河川整備計画原案 淀川水系河川整備計画基礎案比較表 一河川管理者提供資料一	R58-E
審議資料1-2(補足)	淀川水系河川整備計画原案と淀川河川整備計画基礎案の対比表について 一河川管理者提供資料一	R58-F
審議資料2	河川管理者からの説明項目と所要時間 一河川管理者提供資料一	R58-G
審議資料3	検討スケジュールについての委員からの意見	R58-H
審議資料4	淀川水系の現状と課題 一河川管理者提供資料一	R58-I
その他資料	今後の委員会のスケジュール	R58-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	R58-K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧ください。P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第59回委員会

■開催日時：2007年9月5日（水）13:30～17:00

■場 所：大阪会館 1F A+B+Cホール

■参加者数：委員12名 河川管理者（指定席）21名

一般傍聴者（マスコミ含む）234名



1. 決定事項

- ・次の第60回委員会(9/10)では、河川管理者から「環境」についての説明を受け、審議する。
- ・委員と一般傍聴者は、河川管理者の説明に対する質問があれば、9/12までに庶務に提出する。質問については、第61回委員会(9/19)にて、河川管理者に説明してもらう。
- ・「淀川水系の現状と課題」についての質問や意見については、今後、各項目の中で河川管理者が説明してもらう。

2. 報告：庶務より、第58回委員会(07.8.29)以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

①前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について

委員より、審議資料1-1「淀川水系の現状と課題についての委員からの質問・意見」について説明がなされた。主な説明は以下のとおり(例示)。

- ・地元の要望と流域全体の利益の整合性をどうとるか。基本的に地元市町村は河川管理に関わっておらず、治水安全度が上がれば宅地開発が進んでしまうというジレンマがある。水系全体の総合治水を考えていく必要がある。
- ・原案は直轄区間に限定されすぎている。府県管理区間にある多数の堰やダムをどう考えるのか、記述が欲しい。また、環境基準については「概ね満たされている」としているが、環境基準そのものを見直しが必要かという点も議論したい。
- ・超過洪水対策としてスーパー堤防しかあげられていない。完成までには数百年かかると思われるが、この間をどうするのか。渇水時の水融通や農業用水については、時期が来れば、回答をお願いしたい。
- ・原案では「検討結果が出た時点で整備計画の変更を行う」としているが、基礎案から考え方が変わったのか。
- ・基礎案では、さまざまな施策の実施や検討が盛り込まれている。Plan-Do-Check-Actionが淀川水系の河川整備の基本だと思っているが、河川管理者は、これを踏まえて基礎案から現状がどのように変化してきたかを説明した上で、原案の「淀川水系の現状と課題」を示すべきではなかったか(委員長)。
- ・河川管理者には、原案の重要な争点に絞った資料作成と説明をお願いしたい。

②治水・防災(淀川・宇治川・木津川・桂川)に関する基本的な考え方について

河川管理者より、審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・淀川、宇治川、木津川、桂川の河川整備や川上ダム、大戸川ダムについての説明が終わったということだが、河川管理者の説明に納得できた委員も傍聴者もいない。非常に重要なテーマなので、河川管理者には「ここまで説明してもらえないのか」というくらいまで説明して欲しい(委員長)。
- 内容については補足しないといけない部分もある。基礎案と違って部分について説明したつもりだが十分ではないということなので、委員から頂く質問とあわせて再度補足説明をしたい(河川管理者)。
- ・基礎案では「計画規模に対する対策」については書かれていない。また、超過洪水についてはスーパー堤防しか記載されていない。基本方針小委員会では、超過洪水についてどのような議論がなされたのか。
- 河川整備をしていない状態で洪水が来ると上流で溢れる。上流の整備すると超過洪水の時に下流に負荷がかかるが、このような時はもともと溢れる場所が基本だろうという議論をしていた(河川管理者)。
- ソフト対策には、情報(教育)とマネジメントがある。原案におけるソフト対策は、前者の意味で使われているが、どのように淀川水系をマネジメントするのかという視点を原案を書き添えて欲しい。原案は、戦後最大の戦後最大洪水で被害を越えようとするという視点でテクニカルに書かれているが、異常な降雨が発生している現状では、超過洪水対策としてスーパー堤防しか書かれていないのは、地域にとって大変不安だ。
- ・河川整備計画は30年間で完結するものではない。その先の目標が必要だ。大戸川ダムや川上ダムにしても30年先にどうするのか。国や府県として、30年先の計画をどうするのか。最悪のシナリオ(超過洪水対策)について検討すれば、整備の優先順位も見えてくるだろう。
- ・原案に書かれている「計画規模洪水」や「戦後最大洪水」について説明をお願いしたい。
- 流下能力が不足している地域があるので河道を改修して、少なくとも戦後最大が流れるようにする。この状態で、計画規模の洪水が流れるときに下流枚方地点で計画高水位より下回るよう上流で対策をとる(河川管理者)。
- ・P18 2行目「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」という洪水を対象に考えているのか(委員長)。
- 計画規模洪水でいろいろなパターンを考えて、下流の流量増が起こらないようにする(河川管理者)。
- そもそも下流の有堤区間は下手をすると破壊するから、P18 2行目の記述があるのだと思うが、そうであれば、計画規模洪水だけのチェックでよいのか(委員長)。
- 国としての超過洪水対策に対する基本姿勢が必要だが、現状では、スーパー堤防しか見えない。例え

ば、水害が起きても床上浸水が発生しないようにするといった基準や越流を前提にした堤防の補強が必要だ。

- 超過洪水が来れば桂川等の中流部では越水が続く状況になり、淀川下流では計画高水位を越えて水位があがる。その時に下流が破壊しないようにどう判断するかということになるだろう(河川管理者)。
 - そういった時間的な状況も含めた説明が欲しい。流域全体を考えれば、巨椋池を元に視することもあり得ないことではない。原案には優先順位を考えて被害が大きくなるから抑えるという考えがないことが問題だ。
 - 基礎案では破壊による被害の軽減に取り組むというのが骨太の方針だったが、これが原案で全くないのはなぜか。「戦後最大洪水を流して駄目なところはダムでカットする」という説明になっている(委員長)。
 - ・魚類にとっては氾濫した方がよい。氾濫源を補償するといった政策を検討できないか。
 - 淀川での氾濫源は人家が密集しているところになる。これについては少なくとも戦後最大まで整備をしていこうということだ。少しでも安全度を上げたいという思いがある(河川管理者)。
 - ・委員会は、いかなる洪水でも壊滅的な被害を軽減させるために超過洪水を想定し越水対策をしないといけないということだ。しかし原案には、浸透対策と洗掘対策しか書かれていない。「上下流バランス」とはたんなる水量のバランスではないか。きちんと説明して欲しい。
 - ・河川管理者は、代替案を検討してきたのか。今後も流域委員会とともに代替案を検討していくつもりなのか。
 - 委員会、住民、自治体の意見を聞きながら原案を向上させていくという姿勢は変わっていない。代替案については説明をする(河川管理者)。
 - ・一定の外力を想定して越水させないことを前提にしているという論理だが、これは現在の堤防では越水すれば破壊が予想されるからだろう。河川管理者は、越水するだけで破壊しない場合の被害総額を検討しているのか。
 - 現時点では全ての計算が終わっているわけではない。必要であれば出したい(河川管理者)。
 - ・治水安全度を高めるためには住民の協力が必要だ。河川整備計画はそこまで押さえておく必要がある。全て地域で同じ治水安全度にするのは無理な話だ。公正公平を国としてどう考えるかを示して欲しい。
- #### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：9名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・天ヶ瀬ダム再開発の河川改修工事によって宇治川の景観と環境が破壊されているので修復を図る必要がある。また、締切堤、導水管と亀石遊歩道の撤去について検討して欲しい。塔の島の流下能力は、治水と景観問題の交差点と考えられる1200m³/sで検討してほしい。
 - ・原案の内容は「1/200対象洪水」を「戦後最大洪水」に置き換えたに過ぎない。結果としては、減災ではなく増災につながってしまうのではないかと懸念している。河川管理者には、500回以上の会議で練り上げられた委員会と河川管理者の共通の思いを精査し、重く受け止め、河川法や委員会規約に基づいて原案に反映して欲しい。委員会には、原案がこれまでの委員会の審議に沿ったものかどうかについて審議して頂きたい(参考資料1 No781)。
 - ・河川管理者は、全国で同じような方針で整備を進めている。「公共工事3%削減」を押し付けたいと思っているようだ。官僚が体制を維持しようとしている現れた。まずは基本方針の撤回を求めたい。
 - ・河川管理者の説明はわかりにくかったが、淀川下流の流下能力を上げ、差し引きで川上ダムと大戸川ダムが必要という論理だろう。審議資料2では、川上ダムの整備によって岩倉地点で200m³/s下がり、枚方地点で400m³/s下がるというのだが、数十キロ離れた地点での貯留効果はほとんどゼロに近いはずだ。これは、数値等をきちんと検討せずに作った資料だ。河川管理者は効率性を重視して急ぎ過ぎている。確実性を重視して審議すべきだ。
 - ・治水安全度が高まれば宅地開発が進んでしまう。同じことを繰り返すのではなく精査した上で議論して欲しい。
 - ・委員の辞任と補充については、委員会が決めて河川管理者が任命する。河川管理者に提案権はない。流量にどれだけ信頼性があるのか、数値的な検討が必要。河川管理者は曖昧な計算で導き出されたHWLをもとに事業をしようとしている。数値をチェックするためのバックデータを示してもらいたい。委員会はいかなる洪水に対して壊滅的な被害を避けるということで計画高水を確認しなかったが、原案では「戦後最大洪水」が対して出てきた。この変化についても審議をして欲しい。
 - ・実例として「みどり堤防は名譽保い、流域沖堤防が浸透対策等の堤防補強とスーパー堤防しかない。現」
 - ・原案はたんなる数合わせだ。基本高水をクリアすれば治水対策は完結するのか。整備計画では、越水対策(堤防補強)を真剣に検討すべきだ。
 - ・淀川左岸線としてトンネルが計画されているが、河川管理者として容認されるものなのか。震災の際には河口はボロボロだったが、大丈夫なのか。議論して欲しい。
 - ・河川管理者の説明では、浸水を想定する際の数値は昭和28年13号、琵琶湖の治水対策は明治29年洪水、流下能力の計算は昭和47年20号の1.53倍、大戸川ダムが整備された場合は昭和28年13号の1.18倍を対象に計算されている。なぜ分けて検討するのか。また、ハイブリット堤防についてはどうなっているのか、説明して欲しい。



第59回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料2より

第59回委員会では、審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」を用いて、河川管理者より報告がなされた後、意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

4.3 治水・防災

あらゆる洪水に対応

異常(自然現象) ⇒ 洪水
いついかなる規模の洪水が発生するか分からない

いかなる洪水でも被害を軽減させる

人命最優先、資産を守る対策も重要
ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力
ただし、ハード・ソフトともそれぞれ限界あり

4.3 治水・防災

ソフト対策

ソフト対策が社会に浸透していくことが地域の被害軽減につながる

- どんな洪水が発生するか分からない中で、ソフト対策はどのような場合にも実施すべき
- 一定のハード対策ができていて、ソフト対策も効果的に機能

4.3 治水・防災

ハード対策(1)

- 計画規模(河川整備基本方針で対象とする規模) ← 全国的なバランス
- 計画規模の洪水に対して万全にする
- 河道において、計画高水位以下で安全に流下
- ハードの整備が途中段階でも、計画規模までを意図

4.3 治水・防災

ハード対策(2)

超過洪水が発生した場合でも、被害の最小化に取り組む
堤防を決壊させないこと(高規格堤防)が理想

- 外力を下げる(流量、水位の低下)
- 耐力を上げる(粘り強い堤防を目指し、さまざまな工夫)
- 流域内でのハード対策(水防災対策事業 など)

4.3 治水・防災

淀川水系の現状

- 全川 堤防の無い箇所あり
- 下流部 流下阻害の懸念
- 中流部 流下能力不足
- 現状は下流が先行し、中上流が後回し
- 現状で計画規模の降雨があっても、淀川本川は計画高水位以下で流下

4.3 治水・防災

堤防の補強

堤防の補強を最優先で実施
(計画高水位以下の洪水の発生に対して万全を目指す)

堤防補強対策実施延長

河川(単位)	延長(km)
淀川(本川)	80.4km
桂川	5.1km
木津川	11.3km
宇治川	3.4km
鹿島川	4.7km
葛城川	0.9km
野洲川	9.4km

対策工法の事例(浸透対策)

4.3 治水・防災

歴史的な堤防強化の取組み

- 超過洪水や予測の外力に対しても被害の軽減を目指す
- 万全とはいえないが、粘り強い堤防によって少しでも被害を軽減
- さまざまな工夫を行いながら対策を実施
- 対策技術の向上、評価手法の構築に取り組む

4.3 治水・防災

上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策

整備途上のいかなる段階においても、淀川本川は計画規模の降雨に対して計画高水位以下で安全に流下

- 中流部の流下能力向上(はめて戦後最大洪水までは安全に)
- 中上流の改修が下流に負荷をかけないよう、上流で洪水調節

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

4.3 治水・防災

○一部の地域の犠牲を前提としてその地域の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全の向上を図ることが必要

○上流の流下能力を増大させることにより、人為的に下流管理側の負担が増すことから、下流において、洪水発生時に流下する際の河床の流下能力を確保

○計画規模と異なる洪水や異常洪水(高規格堤防)以上の洪水が発生した場合においても、下流のより高規格の堤防に耐える構造の堤防を確保し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や河川の状況、巨震影響等を踏まえた必要な対策を実施

○本支川及び上下流間/リンク、自然条件や社会条件を考慮し、従事部などの整備早急を明確にした上で、本業一貫した河川整備を実施

河川管理者や治水関係者の委員として参加した社会資本整備推進委員会の河川関係者への対応が各委員からの提言

4.3 1 危機管理体制の構築

洪水・高規格堤防の浸食にむけて～水害に強い地域づくり協議会～

【目的】

1. 防災関係について、河川関係者の間の連携を促進し、河川関係者の間で連携を促進する
2. 河川関係者間の連携を促進し、河川関係者の間で連携を促進する
3. 河川関係者の間で連携を促進する

4.3 2 堤防の補強

これまで以上に重要視されてきた堤防は、材料として再編されているとは限らないと想定して堤防が崩壊する可能性がある

●材料によって崩壊材料の崩壊方法が異なり、必ずしも崩壊形態としての安全性を有していない可能性がある

●淀川水系の堤防の安全を確保するため、堤防の補強に着手して平成15年度から約270kmの堤防の補強を計画し実施済み

●高規格堤防(110cm以上の高さ)の整備が完了し、予定する期間については、高規格堤防の整備、中流部、中流部以下(中流部以下)の堤防の補強が必要(19年度整備予定)

●高規格堤防については、本業一貫した河川整備を実施

4.3 2 堤防の補強

対策工法の事例

計画高水位以下(計画高水位)に対する対応

浸透対策

堤防対策

4.3 2 堤防の補強

堤防の補強の対策期間と費用

河川(単位)	延長(km)	期間(年)	費用(億円)
淀川(本川)	80.4	10	1000
桂川	5.1	10	50
木津川	11.3	10	100
宇治川	3.4	10	30
鹿島川	4.7	10	50
葛城川	0.9	10	10
野洲川	9.4	10	100
合計	125.2		1340

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R59-A
報告資料1	第58回委員会(2007.8.29)以降の会議開催経過について	R59-B
審議資料1-1	「淀川水系の現状と課題」についての委員からの質問・意見	R59-C
審議資料1-2	川上委員のご発表内容に関する質問等について ー河川管理者提供資料ー	R59-D
審議資料2	淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方 ー河川管理者提供資料ー	R59-E
その他資料	今後の委員会のスケジュール	R59-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	R59-G

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第60回委員会

- 開催日時：2007年9月11日（火）16:30～19:55
- 場 所：京都市勧業館みやこめっせ B1F 第1展示場 A面
- 参加者数：委員21名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）189名



1. 決定事項

- ・10月の委員会開催日が、審議資料3「今後の委員会開催予定表（案）」のとおりに決定した。
10月6日（土）13：30～16：30 第64回委員会
10月23日（火）16：30～19：30 第65回委員会
- ・本日の河川管理者の説明について質問がある委員や一般傍聴者は、9/18までに庶務に提出する。第63回委員会（9/26）にて河川管理者から回答を説明して頂き、審議を行う。
- ・審議資料4「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応（案）」が了承された。

2. 報告：庶務より、第59回委員会（2007.9.5）以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議の概要

- ①河川環境・利用・人と川との繋がり・維持管理に関する基本的な考え方について
河川管理者より、審議資料2「淀川水系河川整備計画原案について」、審議資料1「河川整備計画原案等に関する質問・意見集」について説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り。
 - ・「淀川水系の現状と課題」に関する委員の質問については、今回の説明の中で回答がなされたと理解してよいのか（委員長）。
→審議資料1で回答を整理している。本日の説明でも触れているものがある。今回の説明に対する質問については、審議資料1の回答内容も踏まえてお願いしたい（河川管理者）。
 - ・河川管理者は、生物多様性条約やラムサール条約と整備計画原案の整合性および保全すべき生物の選定基準をどう考えているのか。
→条約との整合については確認していない。保全すべき生物の選定については学識経験者の意見を聴きながら選定してきた。特定の種を強く意識して保全するというよりも、様々な種が生息できる河川環境を目指すことを考えている。（河川管理者）
 - ・淀川水系の絶滅危惧種としてアユモドキが挙げられるが、この保全・再生に関する具体的な計画が原案に書かれていないのはなぜか。
→アユモドキについて、計画案として書けるほど対応策が具体化できていない（河川管理者）。
 - ・原案で示されている課題をどのように解決していくのか、対応関係を示して欲しい。それぞれの計画が「連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」「コンクリートが見えない堤防・堤防」の、どれに該当するのか、対応関係を示して欲しい。横断方向の課題についても縦断方向の関係を示して欲しい。
 - ・維持管理の対象は河川管理施設のみではなく、土砂管理なども対象とすべきと考えるが、どうか。
→「自然な流況」（審議資料2 P9）とは何か。
→概念としては、雨が降れば降った規模に応じてダムから放流することを考えている（河川管理者）。
 - ・「急速な水位低下の抑制」と「水位変動や攪乱の増大を目指す」（審議資料2 P8）は相反する考え方ではないのか。
→改めて、琵琶湖の具体的な事例などにより、説明する（河川管理者）。
- ②河川環境保全に向けた明確な目標が必要。「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」という曖昧な文章では、人によって思い浮かべる目標像が違ってくる。具体的にいつなのか、「多様な生態系」とは何かを表すデータや資料を元に計画を組み立てることが必要。
→「この地域は昭和〇〇年のようにする」と明確な目標を決められるものではないため、原案では「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」とした。環境については、現時点で最終的な目標と整備の筋道を決めるというよりは、川が川をつくるのを手伝うということを目指して整備を行い、モニタリングと評価をしながらより良い方法を探っていくという考え方だ（河川管理者）。
- ③琵琶湖の湖岸地形については、めったに起こらない大規模な台風時の波浪の影響も考慮しておくべきと考えるが、どうか。

- ・景観については、マスタープランづくりの重要性を考えているのか。「川でなければできない利用」というよりも、「流域でなければできない利用」ではないか。川だけではなく、川のそばの街まで含めた広域的な視野が必要ではないか。河川管理者が考える「川らしい利用」を具体的に示してもらいたい。
- ・川で活動しようとする人の支援も必要になってくるのではないか。
- ・課題と目標と計画の繋がりがよく分からない。例えば「猪名川れき河原再生」については、なぜ猪名川をれきにするのが望ましいのか。何が原因でれきでなくなったのか。なぜ高水敷整備なのか。河川環境が保全・再生されたと判断する基準は何か。河原がどのような状態になれば、再生されたと判断するのか。河川管理者の考えを示して欲しい。
- ・「維持管理の予算の確保が困難」とのことだが、新施設の予算と維持管理の予算は同じ枠か。既設ダムの堆砂の課題として、貯水容量の減少があげられている。これまでの委員会等では、ダムの計画段階から堆砂は別枠として確保してあるとの説明を受けてきたが、河川管理者の方針が変わったのであれば、どうしてなのか説明して欲しい。また、舟運に関わる整備（淀川大堰の開門と水制工の設置）の経済効果について説明して欲しい。

④今後の委員会の開催予定について

- 委員長より、審議資料3「今後の委員会開催予定表（案）」を用いて説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、10月の委員会開催スケジュールが決定した。
 - ・原則として月2回のペースで委員会を開催したい。参加可能な委員数や開催曜日等を考慮して開催予定日を決定した。その際、1回も参加出来ないような委員が出ないように配慮した。予備日は真にやむを得ない場合に開催する。予備日に開催する場合はできるだけ早めに開催をお知らせする（委員長）。
 - ・10月の委員会開催スケジュールは、12月に原案への意見を提出するということを意識したスケジュールになっているのか。
→河川管理者からも「時期が来たからといって審議を打ち切るというようなことはしない」との説明も頂いているので、意見書の提出時期については、現時点ではコメントを避けたい（委員長）。

⑤その他

- 庶務より、審議資料4「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応（案）」について説明がなされ、了承された。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
 - ・生物多様性条約は基本中の基本なので、河川管理者の勉強が必要だ。大戸川ダムについては、文章だけではわかりにくいので、資料をそろえた上でさらなる説明をお願いしたい。
 - ・原案の説明資料では、委員会の意見書や提言とどのように違っているのか（あるいはどのように反映したのか）を記述しておくべきだ。原案の川上ダム計画では「オオサンショウウオは移転する」という考え方が変わっていないが、河川管理者は、生物の移転も環境保全になると考えているのか、はっきりしてもらいたい。
 - ・維持管理については時系列的な考え方が必要だ。特に土砂管理の視点が重要なので、委員会でも検討して頂きたい。また、活断層についての検討もお願いしたい。
 - ・新委員には、過去の委員会の意見書や提言、審議内容を踏まえた意見を述べて欲しい。参考資料1 No790については、印刷して、広く配布して頂きたい。
 - ・これまでの委員会で、「ゾーニングによって環境保全地域をつくる必要があるのではないか」という委員会の意見に対して、河川管理者は流域全体が保全の対象と回答した。原案に示されているような特定の生物種の回復が目標ではなかったはずだ。河川管理者1人1人に何が出来るのかを考えて欲しい。



第60回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料2より

第60回委員会では、審議資料2「淀川水系河川整備計画原案について」を用いて、河川管理者より報告がなされた後、質疑応答が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

今回の審議対象

- 河川整備計画原案の構成
- 河川整備計画原案に当たっての基本的な考え方
- 流域及び河川の概要
- 審議の経緯
- 河川整備の方向性(具体的内容)
- 4.1 人と川の繋がり
- 4.2 河川環境
- 4.3 治水
- 4.4 治水
- 4.5 治水
- 4.6 治水
- 4.7 維持管理

原案作成に当たっての考え方

基礎案作成以降の事業進捗状況や進捗点検結果をふまえるとともに、住民や自治体など地域の取り組み、関係行政機関の施策動向等をふまえて、基礎案の見直しを行い原案を作成

今回は基礎案と比べ特徴的な内容を説明

I 河川環境

河川環境の保全に関する基本的な考え方

河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」を手伝うという考え方を念頭に実施

- 徹底した連続性の確保
- ダイナミズムの再生
- 水循環の健全化
- コンクリートが見えない河川・堤防

淀川水系における今後の河川整備は、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残っていた頃の河川環境を目指す

4.2.1 河川形状(原案35～38頁)

(1) 横断方向の河川形状の修復

- 親水性や生物の生態、生育環境に重要な大規模な修復等の良好な水辺の保全・再生を図る
- 堤防の連続化や河川敷から水辺への形状をなだらかに切り下げ、水際の改善等を行う
- 堤や河川と陸域の移行帯についても、なだらかな連続性の確保を目指す

(原案36頁)

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

II 利用

河川の利用に関する基本的な考え方

河川の利用は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする

- 住民、自治体のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースの多様な利用が適正に行われるようにする
- 歴史・風土等を活かした環境教育を推進するための利用を推進する
- 淀川が都市域を流れているという地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体験できるようにする

4.5.1 水圏 (原案74～75頁)

(1) 水圏利用の適正化

(2) 船舶等の通航規制

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用船舶の通航禁止区域及び通航制限区域を規定する

(原案74頁)

III 人と川との繋がりが

4.1 人と川との繋がりが(原案32～34頁)

- 地域のできるだけ多くの人々に河川に関心を持ってもらい、川に愛着を持っていただく。川のことを自ら考え、行動していただけるよう、参加型の河川教育を目指す
- 流域圏のあらゆる関係機関と連携した取り組みを実施する。

(原案32～34頁)

4.1.1 人と川との繋がりが (原案32～34頁)

地域の関係機関と連携し、河川に関する教育・啓発活動を実施する

地域住民の参加型河川教育の実施

地域住民の参加型河川教育の実施

地域住民の参加型河川教育の実施

IV 維持管理

4.6 維持管理(原案79～83頁)

- 具体的な維持管理の実施にあたっては、河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)に基づき調査、点検・点検によって河川の状況を把握・分析し、必要対策を講じる

(原案79頁)

4.6.1 維持管理 (原案79～83頁)

河川維持管理計画の考え方

河川維持管理計画の考え方

河川維持管理計画の考え方

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R60-A
報告資料1	第59回委員会(2007.9.5)以降の会議開催経過について	R60-B
審議資料1	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・意見集 一河川管理者提供資料一	R60-C
審議資料2	淀川水系河川整備計画原案について 河川環境・利用・人と川との繋がりが・維持管理 一河川管理者提供資料一	R60-D
審議資料3	今後の委員会開催予定表(案)	R60-E
審議資料4	淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応(案)	R60-F
その他資料	今後の委員会のスケジュール	R60-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	R60-H

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧ください。P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

現地視察（高時川・琵琶湖ルート）

- 開催日時：2007年8月24日（金）9:00～18:10
- 参加委員：10名

高時川中下流、高時川頭首工、丹生ダムサイト付近、琵琶湖湖岸湖北町延勝寺地先、早崎内湖、野洲川河口付近等、高時川・琵琶湖沿岸の現状と課題に対する認識を共有することを目的に現地視察を行いました。



高時川（天井川の状況）



高時川頭首工



丹生ダムサイト付近



琵琶湖湖岸湖北町延勝寺地先
(洗堰試行操作のための魚類調査)



早崎内湖（内湖再生）



野洲川河口付近（横断形状の修復状況）

現地視察（猪名川・淀川ルート）

- 開催日時：2007年8月27日（月）8:50～17:40
- 参加委員：10名

銀橋狭窄部付近、川西・池田地区、JR神崎川橋梁、十三地区、城北ワンド、下津屋地区等、猪名川および淀川の現状と課題に対する認識を共有することを目的に現地視察を行いました。



銀橋狭窄部付近



川西・池田地区（無堤地区）



JR神崎川橋梁



十三地区（汽水干潟の保全再生）



城北ワンド



下津屋地区（堤防補強区間）

現地視察（桂川・宇治川・琵琶湖ルート）

- 開催日時：2007年8月31日（金）8:50～17:50
- 参加委員：13名

保津峡、嵐山地区、宇治川塔の島地区、鹿跳峡谷、大戸川ダムサイト、瀬田川洗堰等、桂川、宇治川流域の現状と課題に対する認識を共有することを目的に現地視察を行いました。



保津峡（狭窄部の状況）



嵐山地区（嵐山付近の氾濫箇所）



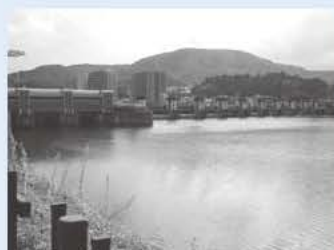
宇治川塔の島地区（流下能力が低い箇所）



鹿跳峡谷（狭窄部の状況）



大戸川ダムサイト付近



瀬田川洗堰

現地視察（木津川ルート）

- 開催日時：2007年9月3日（月）8:50～17:00
- 参加委員：10名

京田辺地区、岩倉峡、上野遊水池、川上ダム予定地、オオサンショウウオ保護池、名張川河川防災ステーション等、木津川流域の現状と課題に対する認識を共有することを目的に現地視察を行いました。



京田辺地区（砂州の状況）



岩倉峡（狭窄部の状況）



上野遊水池



川上ダム予定地



オオサンショウウオ保護池



名張川河川防災ステーション

委員会 委員リスト

2007.9月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	治水・防災 河川	大阪工業大学工学部 教授
池野 誓男	治水・防災 防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会 会長
岡田 憲夫	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 教授
川上 聡	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	NPO法人全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	環境 景観	京都大学大学院工学研究科 准教授
河田 恵昭	治水・防災 防災	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
河地 利彦	利水・利用 利水	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 茂雄	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役CEO
佐野 静代	人文・経済・社会等 水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授
澤井 健二	利水・利用 利用	摂南大学工学部 教授
寶 馨	治水・防災 河川	京都大学防災研究所 教授
竹門 康弘	環境 生態系	京都大学防災研究所 准教授
田中 真澄	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	流域住民
中村 正久	環境 水環境	滋賀大学 環境総合研究センター長
西野 麻知子	環境 生態系	滋賀県琵琶湖環境科学センター 琵琶湖環境研究部門長
深町 加津枝	環境 植物	京都府立人間環境学部 准教授
本多 孝	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	IPNET-Jインターネットリレーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水野 敏明	環境 魚類	WWF JAPAN 自然保護室
水山 高久	治水・防災 治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
宮本 博司	治水・防災 防災	株式会社樽徳商店 代表取締役
村上 哲生	環境 水質	名古屋女子大学 教授
山下 淳	人文・経済・社会等 法律	同志社大学政策学部 教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、裏面連絡先までご連絡ください。送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、カラーページがある場合はコピー代も実費でいただきますので予めご了承ください。）

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧ください。）

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第57回委員会、第58回委員会、第59回委員会、第60回委員会、および現地視察（高時川・琵琶湖ルート、猪名川・淀川ルート、桂川・宇治川・琵琶湖ルート、木津川ルート）の模様をまとめたものです。委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。